

「鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護
予防事業評価事業及び給付適正化業務委託」 募集要項

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業評
価事業及び給付適正化業務委託

2 目的

本事業は、介護給付適正化及び地域づくりの観点から、介護予防・日常生活支援総合
事業（以下、「総合事業」という。）の実施状況、介護（予防）給付の状況、要介護（要
支援）認定者の状況、事業対象者の状況及びサービス提供事業所の状況等を調査・分析
することにより、総合事業サービス費並びに介護（予防）給付費の適正化及び要介護（要
支援）認定者及び事業対象者の重度化予防を目的とする。

また、ケアプラン点検を行うことにより、ケアマネジャーが「利用者の自立支援に資
するケアプラン作成」を行えることになることで、介護給付の適正化及び適切なサービ
スの確保を通じ、より良いプランの作成を行えるようになることを目的とする。

3 業務内容

地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号）の別添5に基づ
く調査・分析及びケアプラン点検支援マニュアル（介護保険最新情報 Vol.38 平成2
0年7月18日 厚生労働省老健局振興課）等に基づくケアプラン点検等の業務及び報
告書・提案書作成業務

4 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月24日まで

5 総事業費

4,564,000円（上限額、消費税相当額を含む。）

※提案価格が上記総事業費上限額を超える場合は失格となります。

6 スケジュール

項目	期限等	備考
(1)募集公示	令和6年3月5日(火)	本組合HPに掲載
(2)質問期間	令和6年3月8日(金)	FAX及びメールにて提出

(3)質問回答	令和6年3月12日(火)	本組合HPに掲載
(4)申込期間	令和6年3月14日(木)	持参または郵送(必着)
(5)プレゼンテーション		説明動画を基に組合内で開催
(6)事業者決定通知	令和6年3月26日(火)(予定)	

7 プロポーザル参加に必要な資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 地方税を滞納していない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に該当しないこと。

8 参加申込書及び企画提案書の提出について

参加資格を確認し、(1)～(5)のとおり申込みをお願いします。

(1) 提出期間

令和6年3月5日(火)から令和6年3月14日(木)まで
(8時30分～17時00分まで。

土日祝日及び12時から13時までは除く。)

なお、期限までに提出されない場合は、辞退されたものと判断します。

(2) 提出先 鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

(担当：土井)

(3) 提出方法 持参または郵送

※ 郵送の場合は、配達証明付き郵便等、送付記録が残る方法により、提出期間内に提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2） 1部
- ② 企画提案書・見積書 5部 ※正本1部、副本4部
・企画提案書と見積書は1つに綴じて提出してください。

- ・見積書については、上記と別に代表者印を押印したものを1部提出してください。

(5) 企画提案書・見積書について

● 企画提案書

企画提案書（様式5）については、同様の内容が記載されているものであれば、書式は問いません。サイズは、A4縦、横書き片面とします。

● 見積書

※ 見積書に係る様式は本組合ホームページに掲載します。

(6) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）をご提出ください。

9 プレゼンテーション

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体を作成し、1部を本組合へ送付してください。動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや再提出は認めないものとします。

※電子媒体とは、動画ファイル（MPEG4若しくはWMVの2種類とする）を格納したDVD-Rとします。

① プレゼン時間 20分

② 質疑応答 別日を定め、一斉に送信し、一定期間内にメール若しくはFAXで回答する形式をとります。期日については後日送付いたします。

③ 結果通知 可否に関わらず、令和6年3月26日（火）までに通知予定です。

④ 審査基準

	評価項目	評価の視点	配点
(1)	事業実施の体制等	責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の確実性が確保されているか。	10
(2)	類似・関連事業実績	法人として、本事業を確実に実施するための実績が蓄積されているか。	10
(3)	スケジュールの内容	業務の実施時期は計画的か。	5
(4)	業務内容に関する方針等	業務内容に関する方針等・考え方は適切か。	10
(5)	分析方法等	分析方法は業務内容を満たしているか。内容は適切か。	20

(6)	提案内容等	分析方法に基づく提案内容は適切か。	20
(7)	ケアプランの確認方法	ケアプランの確認方法について、具体的な方策を示しているか。	5
(8)	ケアプランの課題分析・報告	点検結果を基にした課題分析は妥当で、実施可能なものか。また、分析結果に伴う報告内容が有益であるか。	20
合 計			100

1 0 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合及び提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

1 2 お問い合わせ先

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 担当：土井
 電話：0942-81-3111 F A X：0942-81-3316
 電子メールアドレス：chiikishien@ktarn.or.jp

仕 様 書

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
評価事業及び給付適正化業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月24日まで

3 委託内容

ア. 一般介護予防事業評価事業

- (1) 総合事業サービス及び介護(予防)給付データ等の調査・分析
- (2) 要介護認定等の新規申請者及び更新申請における悪化者の分析
- (3) 事業対象者における悪化者の分析
- (4) 自立支援ケア会議における事例対象者の評価分析
- (5) 上記(1)～(4)にかかる報告書の作成
- (6) 新規認定者の出現抑制に向けた提案
- (7) 要介護認定等の更新申請における悪化者の重度化予防に向けた提案
- (8) 総合事業サービス費及び介護(予防)給付費の適正化に向けた提案
- (9) 上記を踏まえた検討会議の開催支援及びアドバイザー派遣

イ. 給付適正化事業

- (1) ケアプラン点検(広域指定事業所分)
 - ・ケアプランチェック業務(54プラン)
 - ・ケアプラン作成者ヒアリング業務
 - ・報告書作成業務
 - ・その他委託業務(プラン提出依頼、ヒアリング等日程調整等)

4 データの提供

- (1) 業務に必要なデータは、鳥栖地区広域市町村圏組合(以下「本組合」という。)と受託者が協議し、受託者が提示すること。
- (2) 本組合は、提示されたデータにつき、可否を判断した上で、受託者へ提供する。

5 成果品

- ① 総合事業サービス費及び介護(予防)給付等費用分析報告書
(PDF形式による原稿、CD-R 1部)

② ケアプラン点検報告書

(PDF 形式による事業所ごとの原稿及び点検実施事業所の原稿をまとめて CD-R 1部)

6 支払について

委託料の支払いについては、成果品の納品後、支払うものとする。

7 注意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、業務の目的を十分に理解して業務を行うこと。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又はISMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 事前協議及び報告

受託者は、業務内容の実施にあたり、本組合と事前に協議を行うこと。

また、業務の進捗状況に応じて、本組合に報告を行うこと。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は文書でその旨を通知し、本組合の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は、本組合が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 個人情報の取り扱いについて

① 受託者は、本業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

② 再委託する場合には、個人情報及び調査内容等の保護については、受託者が責任をもって管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後も個人情報及び調査内容等の保護を行うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、本組合と協議を行うこと。